

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体や、ハガキなど文書で通知します。



クーリング・オフの手続き (メール等の場合)

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。
ウェブサイトの専用フォーム等は、画面を
スクリーンショットし、大切に保存してください。

支払った代金は全額返金されます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を
記載し、両面をコピーします。「特定記録郵便」など発信記録が
残る方法で送り、コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛 先 :xxxx@xxxx.co.jp

件 名 :クーリング・オフ通知

〇〇〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし ☎ **188** 最寄りの
消費生活相談窓口を
ご案内します
相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです) ※通話料はいずれも有料です
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付 月～金曜日:午前9時～午後5時
時間 日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ

検 索



消費生活センターとは？

消費生活センターでは、消費者が商品
を購入したり、サービスを利用した際の
販売方法・契約・品質・価格など、消費者
と事業者間のトラブルに関して、専門の
消費生活相談員が解決のための助言、
あっせん(消費者が当事者として事業者
と交渉する際の手助け)、情報提供など
を行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど
周りの人からの相談や問い合わせも
受け付けています。

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者を狙う悪質商法 みんなの チカラで見逃すまい!!



消費者
ホットライン 局番なし ☎ **188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

最寄りの
消費生活相談窓口を
ご案内します

消費生活相談 ☎ **029-225-6445**

茨城県消費生活センター

警察相談専用電話 ☎ **#9110**

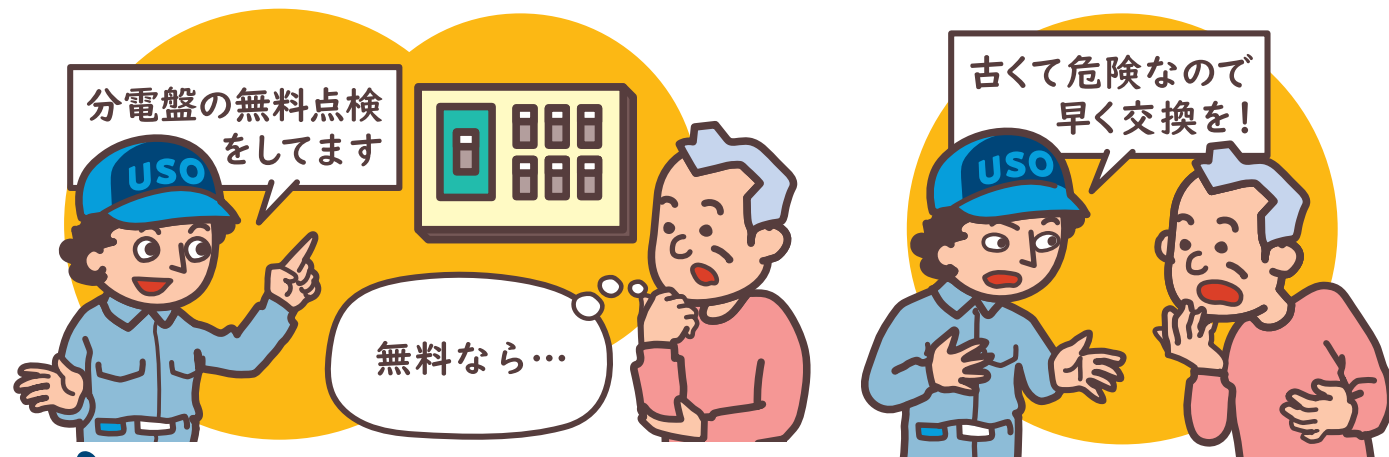
お金・キャッシュカードを要求する
電話・メールなどを受けたら**110番!**

茨城県警察本部

「おかしい?」と思ったら、すぐ相談!

点検商法

「早く交換した方がいい」など
不安をあおられ契約を迫られた!



- 点検と言われたら、相手の身元を確認する。
- 契約を迫られても、その場で判断しないで、消費生活センターや身近な人に相談する。

⚠ 給湯器・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

みんなで悪質商法を見逃すまい!

通信販売トラブル

「1回だけ」のつもりで購入したら、
「定期購入」だった!



- SNSや動画配信サービス等の「安さ」「お得」「お試し」を強調した広告に注意する。
- 購入・返品条件をよく確認してから注文する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



架空・不当請求

身に覚えのない
請求をされた!



- 見覚えのない電話番号には出ない。
- 住所、氏名、生年月日などの個人情報教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。
- 防犯機能付電話機の活用も有効。

⚠ 実在する事業者や公的機関をかたるショートメッセージ、電子メールを送りつける手口もあります。



不用品買い取り トラブル

売るつもりのないものまで
持っていかれてしまった!



- 希望条件と異なる場合は、きっぱりと断る。
- 売るつもりのない品物は見せない。
- 不用品の処分は、自治体が提供する窓口や一般廃棄物処理業の許可業者に依頼する。

⚠ 不用品処分の契約でもトラブルが増加しているので注意しましょう。

身近な人が
見逃さん!
ポイント

- 見慣れない人が出入りしていませんか。
- 見慣れない契約書・請求書がありませんか。

- 宅配便など、荷物が頻繁に届いていませんか。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

